

様式第十二号の九（第四十八条の十九関係）

（表 面）

キャリアコンサルタント登録証

氏名

生年月日 年 月 日生

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の19の登録を受けたキャリアコンサルタントであることを証明する。

登録番号

登録年月日

有効期間満了年月日

厚生労働大臣

印

指定登録機関代表者

(裏面)

(備考)

厚生労働大臣

- 1 登録証を滅失し、又は損傷したときは、
指定登録機関代表者
開発促進法施行規則第48条の21) に再交付を申請できる。(職業能力

厚生労働大臣

- 2 氏名若しくは住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、
指定登録機関代表者
に登録の変更

を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付

して提出すること。（同規則第48条の20）

3 この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

4 有効期間の経過等により登録を削除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

備考 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。